



島根県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策 ガイドラインの策定について

2021.4.27 更新

令和3年5月30日に開催する第71回全国植樹祭にかかる新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しました。

- 島根県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（概要版）※次頁
- 島根県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ※3頁以降

島根県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【概要版】

令和3年4月

第71回全国植樹祭

島根県実行委員会

本ガイドラインは、第71回全国植樹祭を実施するに当たって、招待者・運営スタッフをはじめとする第71回全国植樹祭関係者の安全・安心を確保するとともに、体調不良者発生時に的確な対応を実施するための基本的な対策を定めたものです。第71回全国植樹祭に関わる全ての関係者は、本ガイドラインに基づいた対応をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、内容を見直すことがあります。

1 第71回全国植樹祭（式典等）における対策

（1）開催規模

式典は、招待者数を4,000人から1,000人に規模縮小して実施

（2）式典会場

① マスク着用・手指消毒の徹底

② 人と人との距離は原則として2メートルを確保

③ 歌唱、ダンス等息を強く吐く演出は、映像を利用

（3）御収穫、お手植え、お手播き

両陛下に対する道具等の受け渡しは直接行わない

（4）レセプション、おもてなし広場

開催・設置しない

2 招待者・運営スタッフにおける対応

（1）大会2週間前（5月14日）以降居住都道府県の方針に即したコロナ対策を徹底

（2）大会2週間前（5月14日）以降セルフチェックを実施し、体調不良者は参加を認めない

（3）招待者との距離が2メートル以内で業務を行う可能性のある運営スタッフは、開催1週間前以内にPCR検査等を受診し、検査結果を提出

（4）県外からの招待者・運営スタッフ等は、県内で宿泊する場合、原則1人1部屋とする

（5）県外からの招待者・運営スタッフ等は、来県後、4名以上での飲食は避ける

（6）受付時に体調確認及び非接触型体温計による検温を実施し、体調不良者は参加を認めない

（7）送迎バスは原則として定員の半分の乗車とし、乗車時は常時マスクを着用

（8）送迎バスは原則として窓側のみ使用し、往路復路で同一車両同一座席に着席し、着席位置を記録

（9）大会実施後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、主催者へ速やかに報告

（問い合わせ先）

島根県農林水産部林業課全国植樹祭推進室（松村、日野）

電話0852-22-5494

島根県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和3年4月27日

本ガイドラインは、第71回全国植樹祭を実施するに当たって、招待者・運営スタッフをはじめとする第71回全国植樹祭関係者の安全・安心を確保するとともに、体調不良者発生時に的確な対応を実施するための基本的な対策を定めたものです。第71回全国植樹祭に関わる全ての関係者は、本ガイドラインに基づいた対応をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、内容を見直すことがあります。

【用語の定義】

- ・ 第71回全国植樹祭関係者（以下、「植樹祭関係者」と言う。）
 - ①招待者等：招待者及び招待者の引率・随行
 - ②運営スタッフ等：出演者及び出演者の引率・随行、実施本部員・協力員、委託業者、報道関係者
- ・ 式典会場
大田市三瓶山にて式典行事及び記念植樹を行う会場
- ・ 荒天会場
荒天時に記念式典を行う会場（大田市民会館）

1 新型コロナウイルス感染症の基本的な対策

全ての植樹祭関係者は、大会2週間前（5月14日）以降、以下の取り組みを実施する。

（1）基本的な対策に基づく具体的な取組

- ① 3密（密閉・密集・密接）の回避
 - ア 車両内、控室、昼食場所等の密閉された空間の換気
 - イ 屋内・屋外ともに、密集回避のために、密が発生しない間隔の保持
 - ウ 混雑・密集を避ける対策
- ② 飛沫感染・接触感染防止
 - ア 全ての植樹祭関係者はマスク着用を原則とし、大きな声での会話等を控える。
 - イ 運営スタッフ等は、総合案内所など人と人との対面する場所は、透明ビニールカーテンを設置し飛沫防止策を徹底する。
- ③ 殺菌・消毒の徹底
 - ア 全ての植樹祭関係者がこまめな手洗いや手指消毒を行うことができる環境を整備し、手指消毒液を設置するとともに、消毒を促す掲示を行う。
 - イ 衛生的な環境を保つため多数の人が触れやすい場所では、清掃や消毒を定期的実施する。
 - ウ 清掃時には、手袋・マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底する。
- ④ 体調管理・確認の徹底
 - ア 全ての植樹祭関係者に対し、運営スタッフ等による集合時等の検温を実施し、体調確認を徹底するとともに、体調不良者は参加できないことを通知する。
 - イ 全ての植樹祭関係者に対し大会2週間前（5月14日）以降に以下の事項に該当する場合、参加出来ないことを事前に周知する。

- ・ 37.5 度以上の発熱または平熱を超える発熱（平熱比 1 度以上）
- ・ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ・ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・ 嗅覚や味覚の異常
- ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 体調管理に応じない、または適切に健康管理がされていないと島根県が判断した場合

⑤ 広報・周知の徹底

ア 式典会場などあらゆる場所で感染症対策に関する注意喚起を掲示する。

イ 招待者等については、事前に送付する案内状にて、大会 2 週間前（5 月 14 日以降）からの感染症対策を求める。また、運営スタッフ等については、事前に開催する業務説明会などで感染症対策を周知する。

ウ 接触確認アプリや各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促進する。

⑥ 陽性者・体調不良者発生時等の体制構築

ア 式典会場における医師、看護師、救急救命士の配置及び体調不良者搬送車を配備する。

イ その他の体調不良者発生時は、地元消防本部が緊急対応する。

2 場面別の対策

(1) 宿泊施設・受付場所・朝食会場

- ・ 県外の招待者及び運営スタッフ等の宿泊施設は原則として 1 人 1 部屋とする。
- ・ 前日のチェックイン時及び当日朝の受付時に検温実施とセルフチェック票確認により、体調不良者は参加を認めない。
- ・ 当日の招待者等受付時にマスク及びアルコールウェットティッシュを配布する。
- ・ 別の都道府県招待者との会食及び 4 名以上での飲食は避ける。
- ・ 朝食は朝食会場内の人数を管理し、3 密を回避する。

(2) 輸送バス

- ・ 受付場所まで車で来る場合は、家族以外の者との乗り合わせを控える。
- ・ バス乗車前の受付時には、検温実施とセルフチェック票確認を行い、体調不良者の参加は認めない。
- ・ バス乗車前の待機列の距離（2 m）を確保する。
- ・ 車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・ 乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3 密を回避する。
- ・ 往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席することを徹底する。
- ・ バスに添乗する運営スタッフは、乗客の座席位置を把握し、記録する。
- ・ バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。
- ・ バス運行会社には、バス車内の換気など、「貸切バスにおける新型コロナウイルス感染症対応ガイドライ

ン」に沿った運行の徹底を求める。

(3) 式典会場

- ・招待者数を 4,000 人から 1,000 人に規模縮小して実施する。
- ・式典行事において、歌唱、ダンス等息を強く吐く演出は、映像を利用する。
- ・御収穫、お手植え、お手播きにおいて、天皇皇后両陛下への道具等の受け渡しは直接行わない。
- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・式典会場に入場できる者については、実行委員会が発行する I D カードの交付を受けたものに限定することで、入場者を把握する。
- ・会場周辺における I D カードの交付を受けた者以外の来訪者や一般通行人が密集しないための交通規制の措置を講じる。
- ・3密防止のためのサイン表示や掲示板等を、可能な範囲で設置する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（2 m）を確保する。
- ・式典会場入口において、手指消毒、マスク着用について、運営スタッフ等を配置して確認する。
- ・招待者席では、運営スタッフ等を配置し、距離（2 m）を確保する。
- ・式典会場内において、総合案内所などの対面会話のある場所においては、ビニールカーテンを設置するなどの感染対策を実施する。
- ・不特定多数が接触する可能性がある箇所（机等）はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・マスク着用や適切な距離を確保するため、運営スタッフを配置し、必要な注意喚起を行う。
- ・出演者のマスク着用については、演目上未着であることが必要な場合を除き、原則着用する。
- ・出演者や実施本部員・協力員等の控室においては、3密防止のため、利用時間を割り当て、分散する。
- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用及び手指消毒を徹底する。
- ・招待者等は、決められた自席で飲食し、飲食後はマスクを着用する。（体調管理のため、水分補給は許容）。
- ・運営スタッフ等は、控室で飲食し、人と人との距離を十分に確保し、対面せず、飲食後はマスクを着用する。（体調管理のため、水分補給は許容）。
- ・医師、看護師、救急救命士の配置及び体調不良者搬送車を配備する。

(4) 荒天会場

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・3密防止のためのサイン表示や掲示板等を、可能な範囲で設置する。
- ・荒天会場に入場できる者については、実行委員会が発行する I D カードの交付を受けたものに限定することで、入場者を把握する。
- ・会場周辺における I D カードの交付を受けた者以外が会場に入場しないための措置を適切に講じる。
- ・荒天会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフを配置し、距離（2 m）を確保す

る。

- ・招待者席は固定座席を使用し、座席間隔を空けることで、距離（2 m）を確保する。
- ・不特定多数が接触する可能性がある箇所（机等）はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・マスク着用や適切な距離を確保するため、運営スタッフ等を配置し、必要な注意喚起を行う。
- ・荒天会場内は、密集を回避し、こまめな換気を実施する。
- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用及び手指消毒を徹底する。
- ・体調不良者発生時は、地元消防本部が緊急対応する。

(5) レセプション・おもてなし広場・サテライト会場

- ・大会前日に天皇皇后両陛下御臨席のもと招待者の来訪を歓迎する「レセプション」、式典会場内で県内各市町村の特産品を展示・販売する「おもてなし広場」、県内3ヶ所で式典行事の様子を放映する「サテライト会場」については、いずれも開催・設置しない。

3 関係者別の対策

(1) 招待者等

① 県外招待者

ア 5月28日までの対応

- i 事前に、招待者等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。
- ii 大会2週間前（5月14日）以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- iii 大会2週間前（5月14日）以降に、居住都道府県の方針に即した対策を徹底する。

イ 5月29日の対応

- i 5月29日は指定宿泊地（原則1人1部屋）に宿泊していただくとともに、指定宿泊地にて前日受付を行う。
- ii 前日受付の際に、セルフチェック票により、大会2週間前以降に1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。（検温時に平熱の体温についても聞き取りをする）
- iii 来県後、別の都道府県招待者との会食及び4名以上での飲食は避ける。

ウ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、セルフチェック票により、1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。（検温時に平熱の体温についても聞き取りをする）

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離（2 m）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。

- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（2m）を確保する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、着席し、距離（2m）を確保する。
- ・招待者等は、決められた自席で飲食し、飲食後はマスクを着用する。（体調管理のための水分補給は許容）

②県内招待者

ア 5月29日までの対応

- 事前に、招待者等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。
- 大会2週間前（5月14日）以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- 大会2週間前（5月14日）以降に、県ホームページ「県民の皆様へのお願い」の記載事項を徹底する。（詳細は、島根県HP「県民の皆様へのお願い」参照）

イ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、セルフチェック票により、1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。（検温時に平熱の体温についても聞き取りをする）

ii バス移動時

- ・受付場所まで車で来る場合は、家族以外の者との乗り合わせを控える。
- ・バス乗車前の待機列の距離（2m）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（2m）を確保する。

- ・運営スタッフ等の指示のもと、着席し、距離（2 m）を確保する。
- ・招待者等は、決められた自席で飲食し、飲食後はマスクを着用する。（体調管理のための水分補給は許容）

（2）運営スタッフ等

①県外の運営スタッフ等

ア 5月29日までの対応

- 事前に、運営スタッフ等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。
- 大会2週間前（5月14日）以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- 招待者との距離が2 m以内で業務を行う可能性のある者については、開催1週間前以内にPCR検査または抗原定量検査を受診し、業務の従事前までに実行委員会へ検査結果を提出する。
- PCR検査または抗原定量検査受診後は、会食は避ける。
- 大会2週間前（5月14日）以降に、居住都道府県の方針に即した対策を徹底する。
- 来県時の宿泊は、原則として1人1部屋とする。
- 来県後、4名以上での飲食は避ける。

イ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、セルフチェック票により、1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。（検温時に平熱の体温についても聞き取りをする）

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離（2 m）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席する。
- ・バスに添乗する運営スタッフ等は、乗客の座席を把握し、記録する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は事前に配布したマスクを着用し必要に応じて、フェースシールドを併用する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（2 m）を確保する。
- ・招待者等を決められた席に案内する運営スタッフ等は、招待者等の着席を確認後、記録する。
- ・不特定多数が接触する可能性がある箇所（机等）はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・運営スタッフ等は、控室で飲食し、人と人との距離を十分に確保し、対面せず、飲食後はマスク

を着用する。(体調管理のための水分補給は許容)。

- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用や手指消毒を行うなどの対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は、3密防止のため、控室の利用時間を割り当て、分散する。

②県内の運営スタッフ等

ア 5月29日までの対応

- i 事前に、運営スタッフ等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。
- ii 大会2週間前(5月14日)以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- iii 招待者との距離が2m以内で業務を行う可能性のある者については、開催1週間前以内にPCR検査または抗原定量検査を受診し、業務の従事前までに実行委員会へ検査結果を提出する。
- iv PCR検査または抗原定量検査受診後は、会食は避ける。
- v 大会2週間前(5月14日)以降に、県ホームページ「県民の皆様へのお願い」の記載事項を徹底する。(詳細は、島根県HP「県民の皆様へのお願い」参照)

イ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、セルフチェック票により、1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。(検温時に平熱の体温についても聞き取りをする)

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離(2m)を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席する。
- ・バスに添乗する運営スタッフ等は、乗客の座席を把握し、記録する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

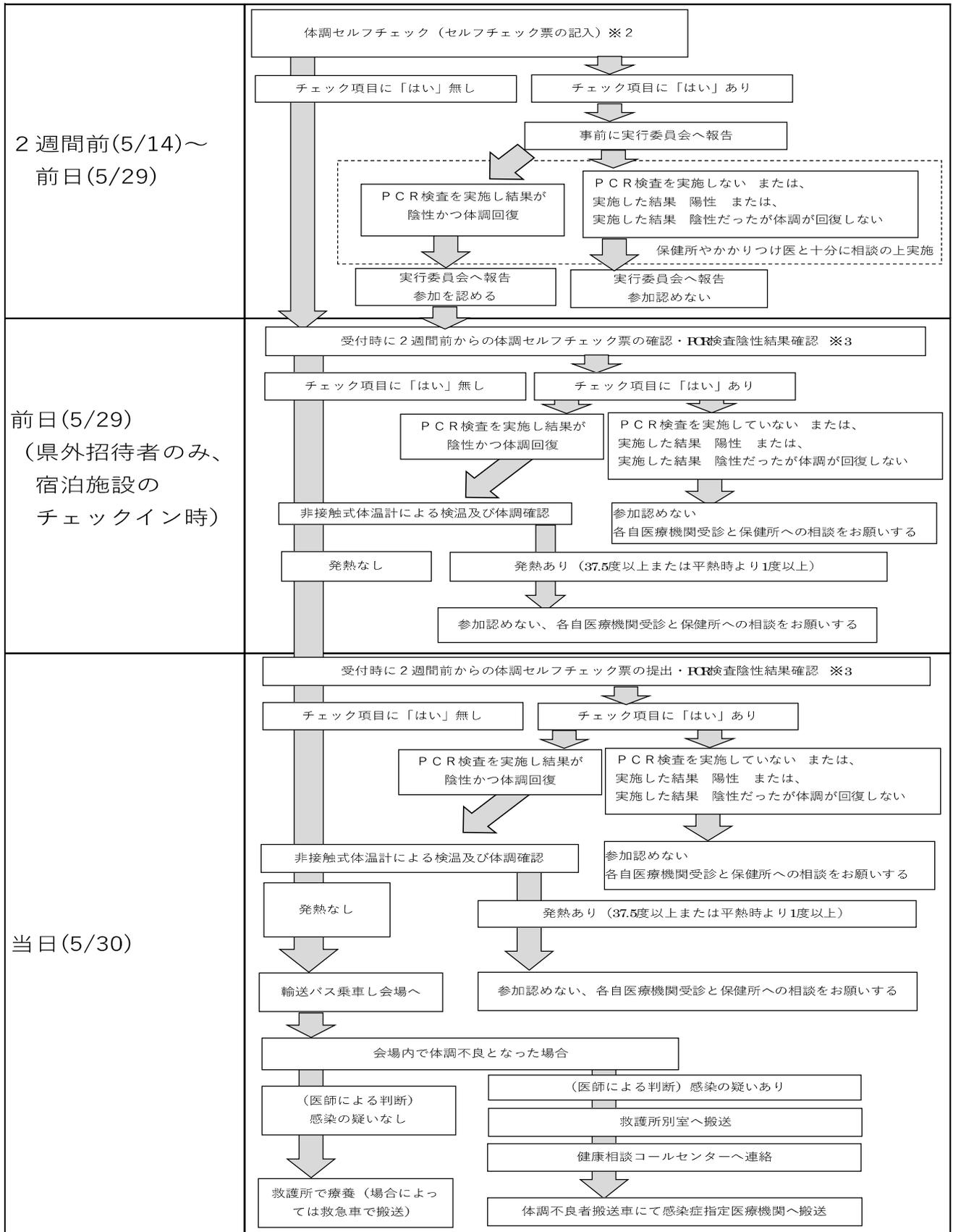
iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は事前に配布したマスクを着用し必要に応じて、フェースシールドを併用する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離(2m)を確保する。
- ・招待者等を決められた席に案内する運営スタッフ等は、招待者等の着席を確認後、記録する。
- ・不特定多数が接触する可能性がある箇所(机等)はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用や手指消毒を行うなどの対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は、控室で飲食し、人と人との距離を十分に確保し、対面せず、飲食後はマスクを着用する。(体調管理のための水分補給は許容)

- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用や手指消毒を行うなどの対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は、3密防止のため、控室の利用時間を割り当て、分散する。

4 体調不良者への対応

(1) 全ての植樹祭関係者のフロー



※1 全ての植樹祭関係者は、大会2週間前以降に新型コロナウイルス感染症疑い症状等がある場合は、保健所や診療所に報告・相談し、速やかに実行委員会に報告する。

※2 事前に実行委員会に協議すれば、各者で定めるセルフチェック票の使用を認めるものとする。

※3 事前にPCR検査の受診を必須とする者、感染の疑い症状があり検査を受診し陰性かつ体調が回復した者について陰性結果確認を行う

(2) 大会実施後における植樹祭関係者の対応

大会実施後、全ての植樹祭関係者は、2週間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、島根県へ速やかに報告していただくものとする。

(3) 接触確認アプリ登録の推奨

全ての植樹祭関係者に対して、厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）の登録を推奨し、感染が確認された場合には、上記アプリの指示にしたがって、必要な措置を取るものとする。

(4) 実施判断

大会の開催前に運営スタッフ等の感染が判明した場合、関係者に感染が広がっていないと判断される場合は、原則として、大会を実施するものとする。

ただし、濃厚接触者の人数等からクラスターの発生が懸念されるなどの場合は、大会の実施可否について検討する。

5 その他

今後の感染状況に応じ、国や都道府県の施策を踏まえ、招待者の参加数を減らすなど、更なる感染防止策を講じることがあるとともに、感染状況の深刻度に応じ、大会のあり方自体の見直しも含めた対応を講じることがある。